

「磁気活水器」設置の注意事項

「磁気活水器」を設置する場合は、ご注意ください。

- 磁気活水器は、公益社団法人日本水道協会が実施した調査の結果、水道メーターに接近して設置した場合、その強力な磁気により水道メーターの動作に影響を与え、正常な計量を妨げる恐れがあることが報告されており、有効期間満了（8年）による水道メーター交換作業に支障をきたすことから、水道メーターボックス内には磁気活水器を設置しないでください。
また、給水配管についても、修繕工事などに支障をきたすことから、メーターの1次側 ～ メーターボックス ～ メーターの2次側50cm以内には、磁気活水器を設置しないでください。
- なお、すでに上記内に設置されている場合は、メーターの2次側50cm以降に移設してください。
- 磁気活水器の移動及び磁気活水器の影響で水道メーターに故障が発生した場合の取替費用等については、お客さまのご負担となりますので、ご注意ください。
- 使用水量の正確な計量とお客さまの財産である給水装置を適切に維持管理するため、ご理解とご協力をお願いいたします。
- 淡路広域水道企業団では、活水器、浄水器、整水器などの器具の販売、勧誘は全く行っておりません。